

令和5年度滋賀県環境審議会総会 概要

- 1 開催日時 令和5年6月21日(水) 10:00～11:30
- 2 開催場所 滋賀県庁東館7階 大会議室(大津市京町四丁目1番1号)
- 3 出席委員
浅野委員、荒木委員、石田(裕)委員、石田(龍)委員、伊吹委員(代理)、内海委員、小川委員、上村委員、川下委員、岸本(圭)委員、岸本(直)委員、木村委員、小泉委員、酒井委員、坂下委員、佐藤委員、島田委員、関根委員、田中委員、玉崎委員、出倉委員(代理)、中野委員、西川委員、西田委員、仁連委員、野瀬委員、畑田委員、樋口委員、平島委員、平松委員、平山委員、前畑委員、松四委員、水原委員、家森委員、和田委員、渡辺委員(代理) 計 37名
- 4 議事
 - (1) 鳥獣保護区特別保護地区の再指定(4地区)(諮問)
 - (2) 滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(第5次)の策定(諮問)
 - (3) (仮称)次期生物多様性しが戦略の策定(諮問)
 - (4) 各部会の活動概要について(報告)

【配布資料】

- 資料1 滋賀県環境審議会委員名簿、配席表
- 資料2 滋賀県環境審議会条例、滋賀県環境審議会議事運営要領
- 資料3 鳥獣保護区特別保護地区の再指定(4地区)について
- 資料4 滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(第5次)の策定について
- 資料5 (仮称)次期生物多様性しが戦略の策定について
- 資料6 各部会の活動概要
 - 6-1 環境企画部会 6-2 水・土壌・大気部会
 - 6-3 廃棄物部会 6-4 自然環境部会 6-5 温泉部会
 - 6-6 琵琶湖保全再生部会
- 参考資料1 滋賀県環境総合計画(概要版冊子)
- 参考資料2 オンライン会議に係る注意事項

- 5 議事概要
 - (1) 鳥獣保護区特別保護地区の再指定(4地区)(諮問)
 - (2) 滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(第5次)の策定(諮問)

(3) (仮称) 次期生物多様性しが戦略の策定 (諮問)

事務局が別紙 1～3、資料 3～5 に基づき、諮問内容について説明。3 件の諮問事項について、滋賀県環境審議会議事運営要領第 5 条の規定に基づき、自然環境部会に付議。

委員

生物多様性国家戦略 2023-2030 では、生物多様性ではなくネイチャーポジティブ (自然再興) がキーワードになっているため、それをふまえた生物多様性しが戦略を考える必要があると思う。(コメント)

事務局

本県で策定する生物多様性しが戦略でもネイチャーポジティブを重視しようと考えている。詳しい内容は自然環境部会で審議していただくと考えているのでよろしく願いしたい。

会長

令和 5 年 3 月に政府が発表した生物多様性国家戦略の中にあるネイチャーポジティブ、いわゆる私たちの生活を通じて生態系が劣化するのではなく、2030 年までに回復していく軌道に乗せることを大きな目標のひとつとしている。もう一つの大きな目標にネイチャーベースドソリューションがある。これは地球温暖化などの様々な社会課題を、自然を豊かにする方法で解決していくということである。例えば、地球温暖化防止のために再生可能エネルギーを導入する際に、自然環境が犠牲になるトレードオフをなくしていくというものである。滋賀県の新しく策定される生物多様性しが戦略もそういった方向性で進められていくものだろう。

また 30by30 という言葉を最近耳にすることが多いが、これは「2030 年までに陸地の面積の 30%、海洋の面積の 30%を自然保護地域にしていく」ということ。現在国定公園や国立公園に指定されて保護されている地域のほかに、わたしたちが利用している農地や山林も保護地域として扱うような方向で、面積の 30%を保護地域として指定することが目標として掲げられている。それをどう滋賀県で具体化していくかということが課題になると思う。

委員

自然の価値を見直して現在遅れている生物多様性を加速させていこうというネイチャーポジティブと、2030 年までに 30%の地域を保全しようという 30by30 という明確な数値目標が各国で共有されている状況だが、実際 30%という目標はかなりチャレンジングなもので、達成できそうな国は日本を含めてあまりない。そのために、従来の保全地域以外のところを保全地域としてカウントしていこうという OECM、これも今後かなり注目

されていくと思うが、滋賀県はこの分野でかなり進んでいると聞いたことがある。例えば、県内の企業が CSR の一環で保全をしているなど。

国だけで 30by30 を進めるのは難しいが、NPO 団体や一般市民など外のステークホルダーも交えてその 30%を達成していこうというのが OECM の基本的な考えで、それは 30by30 のためのもの。そしてそれはネイチャーポジティブのための考え方であるという、この話は一貫した流れが存在する。

その中で滋賀県がどのようにして生物多様性しが戦略を策定していくかというところで、これまでとは次元の違った「異次元の対策」を考えていかなければいけないと思う。これまでの生物多様性保全の考え方を踏襲するようでは達成は難しい。琵琶湖の保全だけではなく、滋賀県内の生物多様性保全の 30by30 を県レベルで達成していくことが必要だと思う。

国が指定する以外のステークホルダーの生物多様性保護地域、具体的には企業や自然環境保護団体。そういった団体も巻き込む必要があると考ええると、産業振興や経済分野の部局も関わってくるかもしれないので、環境審議会の枠を超える部分が出てくだろう。審議会の枠にこだわらず、「オール滋賀」的な取り組みを目指すような戦略をつくっていくとよいのではないか。

会長

従来の生物多様性しが戦略よりもかなり幅の広い話になってくると思うので、先ほど紹介したように 4 名の専門委員を迎え、視野を広げて議論していただく予定。

委員

経済同友会と滋賀経済連合会の中では、県とタイアップして「しが生物多様性認証制度」というものを実施している。生物多様性の保全とそれを持続的に活かして経済活動をしている企業を認証するものである。次の生物多様性しが戦略の内容によっては、認証のハードルがかなり高くなるのではないかと考えている。高まるのが良いのか悪いのかはまた別の話だが、情報共有・公開等を十分にいただき、持続可能な経済活動ができるかという視点も加味して方向性を決めていただきたい。

会長

滋賀県の経済団体は 2010 年の COP10 に根差してかなり先進的に生物多様性の問題にも取り組んでこられたし、生物多様性認証制度という形で具体化もされている。そういった経験もふまえて、審議を進めていただきたい。

事務局

いただいたご意見にあがったいくつかのキーワードについて簡単に回答させていただ

く。

ネイチャーベースドソリューションについては、新たに生物多様性しが戦略に盛り込んでいきたいと考えているところ。

また、30by30 についてだが、滋賀県は国定公園や県立自然公園だけでも県面積の 37% を占めており、30by30 は既に達成できているという状況。そうではあるが、さらなる高みを目指して目標設定することを考えており、中でも特に重要なのが OECM だと考えている。民間企業や一般市民の方により守られている地域を把握し、国の定める枠組みに基づき認証を受けることを後押ししていきたい。

また先ほど「滋賀県は OECM の面では進んでいると仄聞した」との話があったが、昨年度環境省で OECM についての試行的に認定を行う実証事業をしており、その際には本県にあるパナソニック草津工場や積水樹脂滋賀工場の緑地等や、奥びわ湖・山門水源の森が参加していた。こうした場所もあることから、本県には自然環境に配慮してきた素地があるのではないかと感じている。

また「審議会の枠を超えた検討を」というご意見があったが、会長からもお話しいただいたとおり、新たに 4 名の専門委員の方に自然環境部会に参加いただくほか、審議会とは別に地域団体や民間企業等と意見交換する場を設けたいと考えている。

最後に、しが生物多様性取組認証制度については、これまでに累計で 100 社を超える企業が認証を受けており、皆様に生物多様性に配慮した活動に取り組んでいただいているところ。

こうしたネットワークも活かして滋賀の今の状況に沿った戦略の策定につなげていきたいと考えている。

(4) 各部会の活動概要について（報告）

各部会担当課から、資料 6 に基づき順次報告。

環境企画部会（環境政策課）[資料 6 - 1]

水・土壌・大気部会（琵琶湖保全再生課）[資料 6 - 2]

廃棄物部会（循環社会推進課）[資料 6 - 3]

自然環境部会（自然環境保全課）[資料 6 - 4]

温泉部会（生活衛生課）[資料 6 - 5]

琵琶湖保全再生部会（琵琶湖保全再生課）[資料 6 - 6]

会長

本日予定していた議事は以上だが、会議全体を通してご意見やご質問はあるか。

委員

先ほど廃棄物部会から報告があったが、25 年間続いた旧アール・ディエンジニアリン

グの案件について、難しい問題等もあったと思うが、県の方々が地道に取り組まれ、素晴らしい結果で終わることができた。この結果は他の府県市のモデルとなると思う。この場で他部会の委員に共有するとともに、この案件の関係者や住民の方々に御礼を申し上げたい。

会長

それでは、審議を終了させていただいてよろしいか。

本日本日予定していた議事は以上である。

(以上)